

新型コロナウイルス感染症にかかる感染予防対策について（お願い）

令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が全国の都道府県において解除されましたが、健康保険組合については、事業継続が求められる事業者であることから、引き続き感染予防対策を徹底していく必要があります。

つきましては、当健康保険組合への各種手続きは、郵送での取扱いとしていただき、来訪はお控えいただきますよう引き続きご協力をお願いします。